

議案第 3 2 号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 対象者は、疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、当該疾病又は負傷の発生の事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第 1 0 条を次のように改める。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第 1 0 条 対象者は、疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を当該第三者に通知しなければならない。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（助成費の返還等）

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

第2条 杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 対象者は、その保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、当該疾病又は負傷の発生の事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、当該疾病又は負傷について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第10条を次のように改める。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条 対象者は、その保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、

規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を当該第三者に通知しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第1号に該当する場合にあつては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によって生じたその保護する乳幼児等の疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

- 2 対象者が保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該対象者が第三者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年7月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前

に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

第三者の行為に係る損害賠償の請求権の譲渡に係る規定を設ける必要がある。

に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を当該第三者に通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第1号に該当する場合にあつては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通

知を行わなかったとき。

2 疾病又は負傷が第三者の行為によっ
て生じた場合において、対象者が第三
者から当該疾病又は負傷に係る損害賠
償を受けたときは、区長は、その額の
限度において、医療費の助成を行わ
ず、又は助成した医療費を返還させる
ことができる。

(委任)

第12条 略

(委任)

第11条 略

第2条による改正（杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(届出義務)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 対象者は、その保護する乳幼児等の</u> <u>疾病又は負傷が第三者の行為によっ</u> <u>て生じた場合において当該疾病又は負傷</u> <u>に係る医療費の助成を受けたときは、</u> <u>当該疾病又は負傷の発生の事実、当該</u> <u>第三者の氏名及び住所又は居所（氏名</u> <u>又は住所若しくは居所が明らかでない</u> <u>ときは、その旨）並びに被害の状況</u> <u>を、規則で定めるところにより、遅滞</u> <u>なく区長に届け出なければならない。</u> <u>ただし、当該疾病又は負傷について、</u></p>	<p>(届出義務)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p><u>2 略</u></p>

対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、その保護する乳幼児等の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において当該疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成を受けた額の限度において、対象者が当該疾病又は負傷に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を当該第三者に通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第1号に該当する場合にあっては、偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた額を、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じたその保護する乳幼児等の疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けた額を限度とする。）を返還

(助成費の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、区長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によっ
て、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反し
て、同項の規定による届出を行わな
かったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、
損害賠償の請求権を譲渡しなかつた
とき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、
損害賠償の請求権を譲渡した旨の通
知を行わなかつたとき。

2 対象者が保護する乳幼児等の疾病又
は負傷が第三者の行為によって生じた
場合において、当該対象者が第三者か
ら当該疾病又は負傷に係る損害賠償を
受けたときは、区長は、その額の限度
において、医療費の助成を行わず、又
は助成した医療費を返還させることが
できる。

(委任)

第12条 略

(委任)

第11条 略